第十条の見出しを「（国際戦略局の所掌事務）」に改め、同条中「情報通信国際戦略局は」を「国際戦略局は」に改め、同条第一号中「政策」の下に「のうち技術に関するもの」を加え、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　総務省の所掌に属する国際関係事務の総括に関すること。

第十条第十一号を削り、同条第十二号中「情報通信国際戦略局等」を「国際戦略局、情報流通行政局及び総合通信基盤局（以下「国際戦略局等」という。）」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第十三号及び第十四号を削り、第十五号を第十一号とし、第十六号を削り、第十七号を第十二号とし、第十八号を第十三号とする。

第十一条第一項中第十六号を第二十二号とし、第十五号を第二十一号とし、第十四号を第二十号とし、第十三号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九　情報通信政策研究所の組織及び運営一般に関すること。

第十一条第一項第十二号を同項第十四号とし、同号の次に次の三号を加える。

十五　総務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）の確保に関する事務の総括に関すること。

十六　国際戦略局等の所掌事務に関する統計に関すること。

十七　情報通信審議会の庶務に関すること。

第十一条第一項中第十一号を第十三号とし、第八号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　情報通信の高度化に関する事務のうち情報の電磁的流通に係るものに関すること。

第十一条第一項第六号中「情報通信国際戦略局」を「国際戦略局」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「情報通信国際戦略局」を「国際戦略局」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を削り、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　情報の電磁的流通の円滑化のための制度の整備その他の環境の整備に関すること。

第十一条第一項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策（技術に関するものを除く。）の企画及び立案並びに推進に関すること。

第十一条第二項中「前項第八号から第十二号まで、第十五号及び第十六号」を「前項第十号から第十四号まで、第二十一号及び第二十二号」に改める。

第十二条第一項第二号及び第七号並びに第十七条第一項中「情報通信国際戦略局」を「国際戦略局」に改める。

第十八条第四項中「（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第八十条第一号において同じ。）」を削る。

第四十条中「及び」を「並びに」に、「七人」を「八人及び行政相談管理官一人」に、「行政相談企画課」を「行政相談企画課」に改める。

第四十三条の見出し及び同条中「行政相談企画課」を「行政相談企画課」に改め、同条第一号中「あっせん」の下に「に関する基本的事項の企画及び立案」を加える。

第一章第二節第三款第四目中第四十四条の次に次の一条を加える。

（行政相談管理官の職務）

第四十四条の二　行政相談管理官は、各行政機関の業務、第六条第四号に規定する業務及び同条第五号に規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあっせんに関する事務（行政相談企画課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第一章第二節第三款第八目の目名を次のように改める。

第八目　国際戦略局

第六十七条の見出しを「（国際戦略局に置く課等）」に改め、同条中「情報通信国際戦略局」を「国際戦略局」に、「七課」を「六課」に、「三人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を「一人」に、「情報通信政策課」を「国際政策課」に、「国際政策課　国際経済課」を「国際経済課」に改める。

第六十八条の見出し及び同条中「情報通信政策課」を「国際政策課」に改め、同条第一号中「情報通信国際戦略局」を「国際戦略局」に改め、同条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

三　国際政策課、国際経済課及び国際協力課の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

四　条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること（第十二条第一項第八号及び第七十条第二号に掲げるものを除く。）。

第六十八条第五号を次のように改める。

五　総務省の所掌に属する国際関係事務の総括に関すること（国際経済課及び国際協力課の所掌に属するものを除く。）。

第六十八条第六号から第十号までを削り、同条第十一号中「情報通信国際戦略局」を「国際戦略局」に改め、同号を同条第六号とする。

第七十二条を削る。

第七十三条中「情報通信国際戦略局等」を「総務省」に改め、「第十一条第一項第十一号、」を削り、「第七十条第二号及び前条第二号」を「第六十八条第四号及び第七十条第二号」に改め、同条を第七十二条とする。

第七十四条第一号中「情報通信国際戦略局等」を「国際戦略局等」に改め、同条第二号中「情報通信国際戦略局等」を「総務省」に改め、同条を第七十三条とする。

第七十五条中「次に掲げる事務」を「電気通信業及び放送業の発達、改善及び調整に関する事務（電気通信業及び放送業の国際競争力の強化に関するものに限る。）のうち重要事項に係るもの」に、「情報通信国際戦略局」を「国際戦略局」に改め、同条各号を削り、同条を第七十四条とする。

第七十六条の見出しを「（情報流通行政局に置く課等）」に改め、同条第一項中「九課」を「十課及び参事官二人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」に、「総務課　情報通信政策課」を「総務課　情報通信政策課」に改め、第一章第二節第三款第九目中同条を第七十五条とする。

第七十七条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　情報通信政策研究所の組織及び運営一般に関すること。

第七十七条を第七十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（情報通信政策課の所掌事務）

第七十七条　情報通信政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策（技術に関するものを除く。）の企画及び立案並びに推進に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。

二　情報の電磁的流通の円滑化のための制度の整備その他の環境の整備に関すること（情報通信作品振興課の所掌に属するものを除く。）。

三　情報通信の高度化に関する事務のうち情報の電磁的流通に係るものに関すること。

四　国際戦略局等の所掌事務に係る事業に必要な資金の融通に関する事務の総括に関すること。

五　国際戦略局等の所掌事務に関する財政投融資計画に関する事務の総括に関すること。

六　国際戦略局等の所掌事務に関する統計に関すること。

七　情報通信審議会の庶務に関すること。

第七十八条第八号中「情報通信国際戦略局」を「国際戦略局」に改める。

第七十九条第一号中「情報通信作品」の下に「（放送番組その他の電磁的方式により流通させることを目的とした音響、影像等の情報により構成される作品（その素材となる音響、影像等の情報を含む。）をいう。次号において同じ。）」を加える。

第八十二条第四号、第八十四条第三号及び第八十五条第五号中「情報通信国際戦略局」を「国際戦略局」に改める。